

(様式)

鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引きへの意見提出用紙

氏名（団体の場合は、団体名及びその代表者名）：

日本イヌワシ研究会・保護対策委員会（保護対策委員長・横山隆一）

住所：日本イヌワシ研究会事務局

電話番号：

意見

①【該当箇所】：「はじめに」

該当部分文章：「はじめに」の「本書の内容をもとに積極的に対応することが望ましい。それらの知見が集積されることによって、予測精度の向上、調査手法の効率化等が期待できる。」他、第3章のタイトルをはじめとする多数の場所。

【提出意見】

意見内容：「手引き」の記述の仕方、言葉の選び方に関わる野生生物課の基本的姿勢として、事業者と本事業に関わる有識者等に、保護に向けたより真摯な姿勢をとるよう強く意識させる意思が端的に表れるべきではないか。例えば、「はじめに」や「第3章タイトル」の表現は次のように修正するとともに、各ページでの「望ましい」など同様表現の修正を求める。

- ・「対応することが望ましい」→→「社会から求められている」
- ・「効率化等が期待できる」→→「洗練と効率化が重要である。」
- ・「第3章 参考とすべき事項」→→「第3章 事業者等が考慮・研究すべき事項」
- ・「望ましい」→→「行う必要がある」等

資料としてつけられた風力発電施設立地メッシュを見ると、イヌワシの生息メッシュとは10%が、クマタカの生息メッシュとは16.1%が重複している。風力発電施設の選択地と定着性の高い大型猛禽類の生息地はほぼ一致しており、風力発電施設を増加させようとした場合、重複するメッシュはますます増えると考えられる。各種の衝突防止策の効果は確実性が低く、今後期待できる材料もなく、また、建設する以上、少数の衝突はやむをえないと考える方法を基本としてしまうのであれば、衝突防止策として最も有効かつ確実な対策は、大型猛禽類の重要な生息地を回避する以外ない。種の保存法に基づく保護対象種、特に定着・繁殖している希少な大型猛禽類の保護は、風力発電所の建設より優先されるべきで、これらの重要な生息地以外の地域で適地を探すべきである。また、絶滅の危機にある野生生物種は、人間による地球温暖化のために好適な生息地・生息環境を失いつつあるが、この地球温暖化対策のためにつくられるものでさらに悪影響を受けるようなことがあってはならない。

この手引きの名称は、内容からは「鳥類等に関する風力発電施設への衝突事故低減のための手引き」とするべきであろうが、あえて「立地適正化」との用語を使うならば、種の保護、生息地保全に足場を置いた内容と、それを徹底させるという姿勢に基づく用語・表現に修正を求める。

②【該当箇所】1-2-1 風力発電所の設置に伴う環境影響要因

該当部分文章：「条例の対象外であっても、環境影響評価を実施し、鳥類調査を行うことはほぼ定着していると考えられる。」、および「条例以外による環境影響評価の際に用いられた方法として、前述したNEDOマニュアルがある。」の文章。

【提出意見】環境省の野生生物課が作成する文書が、NEDOマニュアルを「環境影響評価」と表現し、「鳥類調査がほぼ定着している」としている。が、「1-1-3 風力発電のための環境影響評価マニュアルについて」の項で説明しているNEDOマニュアルの手続きフローでわかるとおり、この手法でまとめられる見解は、あくまで事業者としてのものであり、有識者と地域住民からの意見聴取はあるものの、有識者選びは事業者の恣意で決められ、最終的な見解のまとめと修正等も事業者が必要と判断した場合に行われるものである。何がしかの調査と情報提供が行われることはあっても、かなり狭い範囲であり、関係者の選択も事業者の考えにて行われている。この仕組みは、最も重要な考察と判定、および社会からの意見収集に、審査や第三者機関を介在させる手続きが欠落していることは大きな欠点であり、自主環境影響評価の現時点での限界と考えられる。

については、絶滅危惧種の地域絶滅の拡大に危機感を持ち、これらの生息環境保全を急ぐ必要から、単に「環境影響評価」と表現し「鳥類調査がほぼ定着している」と楽観的に記述するのではなく、事業者の注意をより喚起できるよう欠点・欠落点をも加筆し、それらを仕組み上の改善が必要との注意を加える修正を求める。

③【該当箇所】1-2-5 国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方について

該当部分文章：項目のタイトル、および「具体例をあげると…(中略)…の観点から、それぞれ慎重な検討が求められる。」までの文章。

【提出意見】

意見内容：「基本的考え方」の文書のみならず野生生物課作成のこの文書でも、自然公園を国立・国定公園に限定し、県立自然公園を除外している。このことは、自然公園法がどの公園にも共通する目的を求めている中、国立・国定公園のみに慎重な検討を必要としているように読める。風力発電施設建設との関係は、自然公園法上の自然公園のレベル区分とは無関係に、どの公園においても影響が甚大と危惧された場合には慎重な検討が必要なはずである。全国のイヌワシの生息状況を考えた場合、自然公園法上の公園レベル区分とは無関係に生息している。このことから、環境省自身が、自然公園を機能面からでなく事務的な行政区分で区別することは、不適當である。

また、国立・国定公園での検討項目は、「眺望等」、「色彩」、「形態」、「風致・景観」、「ライトアップによる支障」が列記され、環境に対しては「改変を最小限」、「樹木の伐採を最小限」としているに留まっている。このことは、基本的な考え方では「景観の保護と生物多様性保全を主として考える」としながら、実際は旧来からの景観に偏り、イヌワシのような絶滅危惧種だけでない生物多様性保全との関係の検討項目を欠いていることは不適當である。自然公園も、他のマニュアルに沿って一般の土地と同様に検討すればよいとしてしまっていることは、全国の

自然公園の存在価値を一様に低下させてしまうと考えられる。これらに関して、適切な加筆修正を求める。

④【該当箇所】 1-2-4 事後調査と順応的管理および鳥類に関わる有識者の役割

該当部分文章：「二つの課題がある」、「第一に不確実性…(中略)…示している。」、「第二に、保全措置の担保性…(中略)…重要である。」、「これらの課題…(中略)…区別しなければならない。」の文章とそれらの構成。

【提出意見】

意見内容：ここで課題として二点あげられているが、リスク評価をし、事後調査をし、問題の発生に対して保全措置、というシナリオで処理することでよしとして、すべての問題は解決するだろうか。このシナリオは、少数の衝突が起きてもやむなしと考える方法であり、それであれば、もし地域に定着している個体数が限られた種においては、衝突事故が発生し、その場しのぎの保全措置で運転を続けて有効な保全措置がとられなかった場合には、事故は反復し、特定地域から一定の個体数が失われることにつながる可能性が高い。定着性のある大型猛禽類をはじめとする、このような状態の発生を許容できない種と生息地の場合にどう対処するかは、もっとも大きな三点目の課題ではないか。このことを無視したかのような記述は看過できないため、この欠落の修正を求める。

また、ここで有識者の役割を一定方向に限定するかのような記述があるが、科学的評価には「信頼性の高い情報」を的確に取り上げる能力の発揮を含み、また個々人の価値観と事業の妥当性の判断は別なものであるため、「価値判断」を「妥当性の判断」と同一行為と記述している点は誤りといえる。これらの加筆修正を求める。

以上